

鳥獸捕獲等事業  
監理監督要領 (ver. 1)

関西広域連合

(令和3年3月版)

## 目次

1 監理監督職員の心得.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
1.3 監理監督職員の役割と心得.....	2
2 工程ごとの監理監督事項.....	3
3 事故防止のためのヒント集.....	6
3.1 事業計画の段階.....	6
3.2 事業実施の段階.....	7

# 1 監理監督職員の心得

## 1.1 目的

この要領は、鳥獣捕獲等事業の捕獲業務において、業務工程を適切に監理するため、各工程において、監督職員が確認すべき事項や受注者に指示すべき事項を示し、鳥獣捕獲等事業の適切な実施を図ることを目的とする。

## 1.2 用語の定義

この要領における用語を以下のとおり定義する。

- 発注者：事業を発注した者。
- 受注者：事業実施に関し、発注者と契約を締結した者。
- 監督職員：事業発注者で事業の進捗や状況を把握し、工程や成果を監督する者。
- 事業管理責任者：認定鳥獣捕獲等事業者制度における用語。1法人につき1名を選任し、都道府県に申請。認定を受けた鳥獣捕獲等事業における安全管理体制を確保する責任者であり、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任者。
- 現場代理人：契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第●条第項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。現場代理人は、事業管理責任者とは必ずしも一致するものではなく、捕獲、止めさしの現場を管理監督する者。
- 捕獲従事者：実際に捕獲、止めさしに従事する者。
- 事業従事者：捕獲従事者だけでなく、事業に従事するすべての者。
- 契約図書：契約書及び設計図書。
- 設計図書：仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書。
- 図面：入札等に際して発注者が交付した図面及び受注者から変更又は追加された図面等。
- 指示：監督職員が受注者に対し、事業実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 通知：発注者もしくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督職員に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせること。
- 報告：受注者が監督職員に対し、事業実施に係わる事項について書面をもって知らせること。
- 協議：書面による契約図書の協議事項について、発注者もしくは監督職員と受注者が対等の立場で合議すること。
- 検査：契約図書に基づき、検査職員が事業の完了を確認すること。

- 打合せ：事業を適正かつ円滑に実施するために事業管理責任者等と監督職員が面談により、事業の方針及び条件等の疑義を正すこと。
- 修補：発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置。
- 立会：設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認すること。
- 現場：事業を実施する場所、事業の実施に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所。
- 見回り：設置したわなや捕獲補助装置等の資機材、それらの周辺及び誘引箇所を巡回し、状況の変化や不具合の発生等を目視で確認し、必要に応じて補修やわな再設置、誘引餌の撤去と補充をすること。
- 誘引：主に給餌を行うことで捕獲対象鳥獣を捕獲場所等におびき出すこと。
- 保定：止めさし等を行うためにロープ等を使用して鳥獣の動きを制限すること。
- 止めさし：銃、電気、刃物等を使用して鳥獣を殺処分すること。
- 捕獲個体：事業により捕獲した鳥獣のと体。
- 現地埋設：鳥獣を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理する方法。
- 集合理設：複数頭の埋設処理が可能な埋設穴を設け、個体を埋設処理する方法。
- 施設処理：焼却施設等で捕獲個体を処理する方法。施設処理能力等によっては、個体を解体する必要がある。

### 1.3 監理監督職員の役割と心得

- 鳥獣捕獲等事業は、試行錯誤的に事例を蓄積する段階にあることを認識すること。
- 監督職員は、鳥獣捕獲等事業の設計・監理手法が一般化されていない現状を踏まえ、試行錯誤を重ねるとともに、受注者に対して公共的な業務における遂行義務や技能知識等を教示する立場である。
- 鳥獣捕獲等事業は、環境の変化等で当初設計と異なる状況が多々発生する場合があるので、順応的な監理を想定する。
- 鳥獣捕獲等事業では、記録を残し、後の検証を可能にすることを確実にする。

## 2 工程ごとの監理監督事項

鳥獣捕獲等事業は、目的はもとより、事業実施地の環境や被害発生状況等によって、事業ごとに様々な条件が異なる。また、前述のように鳥獣捕獲等事業は、設計・監理手法が一般化されておらず、試行錯誤を重ねるとともに受注者を育成することが監督職員に求められる。そのため、事業の各工程で監理監督行為（検討、照合、確認（書類確認、立会確認）、報告、提出、参加等）を慎重に行い、実施状況・進捗を確認するとともに、必要があれば指導する。また、事業実施記録や考察を含んだ適切な業務成果報告を残し、後日の検証を可能な状態を保つよう努める。

監督職員は、事業の各工程において、監督業務表の項目を参考のうえ事業を監督する。

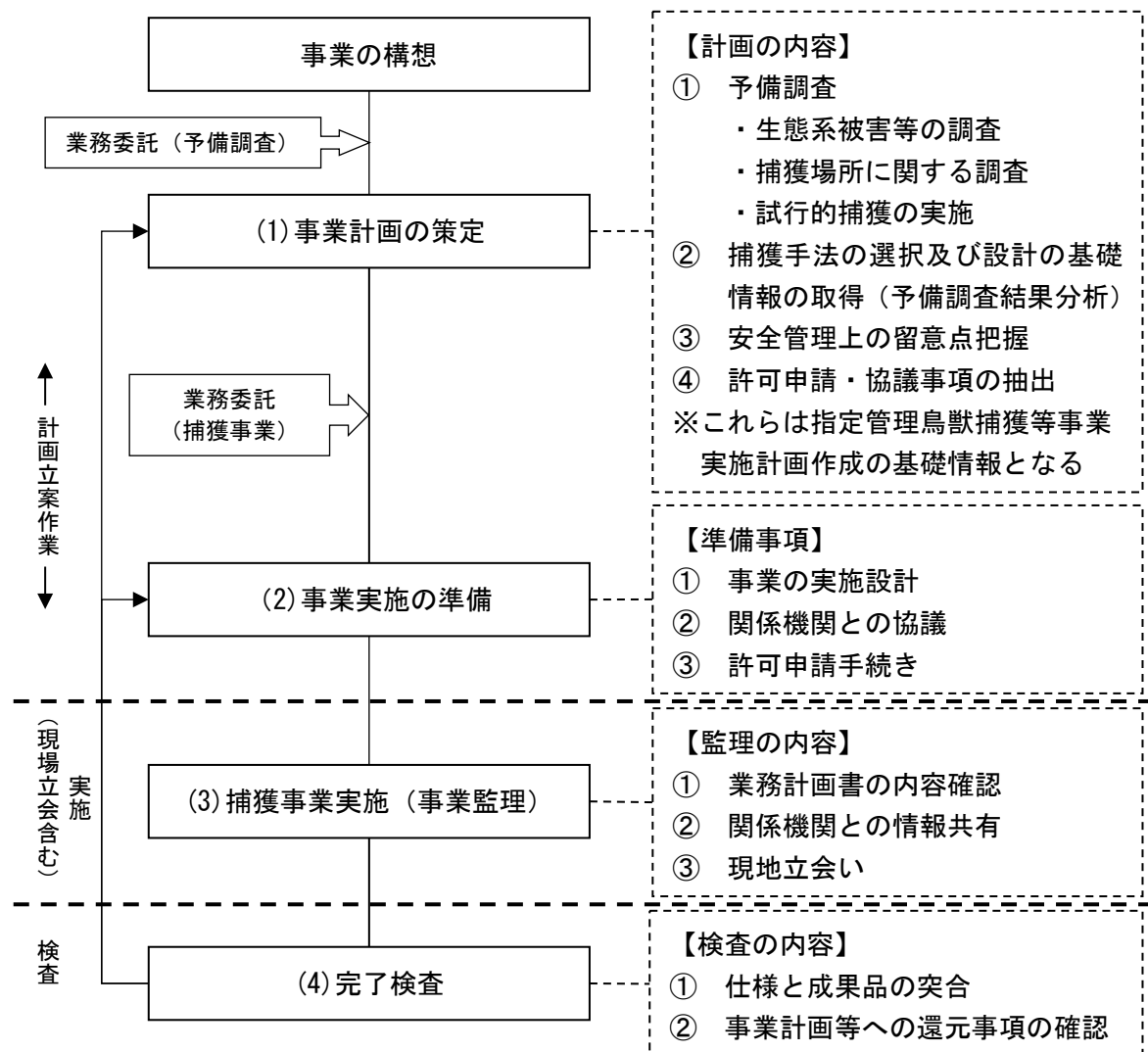


図 鳥獣捕獲等事業のプロセス

出典：鳥獣捕獲等事業設計・監理のガイドライン (Ver. 2) 関西広域連合 (令和2年3月) を一部編集

表 捕獲事業における監理監督表

工程	項目	方法	監督内容
業務計画書の内容 確認	業務計画書全般	受注者は業務計画書を作成し、監督職員に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画書作成前に現地踏査が行われ、事業実施地の情報が反映されているか</li> <li>・ 記載すべき事項が書かれているか</li> <li>・ 業務計画（方法や工程等）は、適切か</li> <li>・ 業務発注時からの変更箇所の確認</li> <li>・ 業務発注時の数量を満たしているか（業務設計書と突合する）</li> </ul>
	業務実施体制	業務実施体制図の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者と体制が明確になっているか</li> </ul>
		従事者名簿の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事者証発行のための名簿を提出しているか</li> <li>・ （受注者が認定鳥獣捕獲等事業者の場合）捕獲従事者名簿と事業従事者名簿の氏名が一致しているか</li> </ul>
	業務分担	役割分担の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受任者との役割分担を確認（許認可申請、地権者との調整等）</li> </ul>
	安全管理計画	安全管理計画の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要箇所に必要な対応がとられているか</li> <li>・ 緊急時連絡体制が定められているか</li> </ul>
	捕獲手法	捕獲手法の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務発注時と変更はないか</li> <li>・ 錯誤捕獲時の対応方法の確認</li> </ul>
	個体処分方法	個体処分方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注時の方法に変更はないか</li> <li>・ 個体処理地の関係者と調整ができているか</li> </ul>
記録様式	記録様式の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録のタイミングは適正か</li> <li>・ 書類の提出のタイミングは適正か</li> </ul>	

工程	項目	方法	監督内容
許可申請手続き	必要な手続きの確認	聞き取り・書類確認	・ 適切に許可申請すべき項目が認識されているか
	従事者証の発行	従事者証の受け渡し	・ 業務実施時に携行（写しで可）するよう指導
関係機関との協議・情報共有	地元自治体等	実施記録の確認	・ 捕獲実施地域の関係者との調整ができていないか、業務打合せ簿等の確認
	情報共有	実施記録の確認	・ 捕獲実施地や関連する情報が事業従事者及び発注者に共有されているか、業務打合せ簿等の確認
現地立会	業務実施体制	現地確認	・ 現場代理人は、現場管理を実行しているか（仕様書等との対応） ・ 従事者証を携帯しているか
	捕獲作業	現地確認・実施記録確認	・ 業務計画書どおりの手法で捕獲しているか ・ 安全確保のための標識、法令に基づく標識等が計画通り設置されているか ・ 使用済みのわなや薬莢等が放置されていないか ・ 法令に準拠した機材を使用しているか（許可された捕獲具の使用等） ・ 工程に変更がないか
	記録	実施記録確認	・ わな（標識含む）設置が仕様書に沿って設置されていることが画像とともに記録されているか ・ 捕獲結果が記録されているか ・ 捕獲個体が適切に処分されているか
	安全管理体制	現地確認	・ 必要箇所に掲示物や安全管理人員を配置しているか
実施記録確認		・ （仕様書等に定めがある場合）危険予知活動等を実施しているか	
仕様と成果品の突合	成果	成果品の確認	・ 特記仕様書に示した作業内容、数量が満たされているか、検収物の内容、数量が満たされているか

### 3 事故防止のためのヒント集

鳥獣捕獲等事業は、捕獲具（銃器、わな）により、当事者や第三者が重大な事故にあつたり、場合によっては生命が脅かされる危険性の高い行為である。また、大規模な公的資金が投入されることから、計画立案、効率的な捕獲を実現することがより厳密に求められる（鳥獣捕獲等事業設計・監理のガイドライン（Ver. 2） 関西広域連合（令和2年3月））。

本文書は、事業実施の段階における監理監督の要領を示したものであるものの、事業計画の段階に踏まえるべき調整等が漏れる場合があり、未調整事項を急遽、実施段階で調整する事態に至ることもある。そこで以下のヒント集は、事業計画、事業実施の大きく二段階に分け、発生しがちな事故を想定し、それを事前に回避するポイントを示した。

#### 3.1 事業計画の段階

##### 事例1：地元合意が得られていない

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地縁関係にない事業者が鳥獣捕獲等事業を受託した結果、市町村に権限移譲されている捕獲許可が下りない。</li> <li>・ 鳥獣捕獲等事業で得た捕獲個体の現地理設に地元合意が得られない。</li> </ul>
対処	<p>事業を発注する前段階で、地縁関係にない事業者が事業を受託する可能性を踏まえ、市町村と交渉するか、または府県による捕獲許可を検討する。</p> <p>現地理設については、市町村による有害鳥獣捕獲における現地理設が場合によって受入不可で可能性を認識し、市町村等と交渉するか、または別途処分方法を検討する（可能性がある処分方法としては、埋設場所を別途調整するか、焼却、化製処理、食肉利用が挙げられる）。</p>

##### 事例2：鳥獣捕獲等事業の受注者としての責務が事業者理解されていない

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業で計画した捕獲内容ではない手法が、監督職員に無断で行われた。</li> <li>・ 業務打合せにおいて、コミュニケーションを図ることが困難である。</li> </ul>
対処	<p>事業受託候補者に対して、事前に研修を施すよう努め、「事業に協力する」という姿勢ではなく、「責任をもって、法人として事業を遂行する」意識の醸成を事前にはかることが望ましい。認定鳥獣捕獲等事業者の場合には、捕獲従事者講習（技能知識講習や安全管理講習、または認定後の5時間講習）を活用することも効果的である。その際、関西広域連合が発行するガイドラインや受託者育成テキスト等の各種資料、認定鳥獣捕獲等事業者講習テキストを活用することが望ましい。</p>



### 3.2 事業実施の段階

#### 事例 1：業務の仕様に発注者、受注者間に認識の差異があった

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲を実施すべき回数が、仕様書で6回と示してあり、発注者は6日実施すると設計していたが、受注者は狩猟でいう巻き狩りを1日2回、延べ3日で業務を終了させた。</li> </ul>
対処	<p>業務の実施数量を着手時打合せの際に受注者と認識を共有する。その際、仕様書だけでなく、業務設計書を基に、数量を確認する。</p> <p>なお、打合せには必ず現場代理人を立会させることは重要である。</p>

#### 事例 2：指定管理鳥獣捕獲等事業において、箱わなにかかったけものを銃で止めさししたら通報された

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に「わなによる捕獲」と捕獲方法を記載し、わなで捕獲した個体を銃で止めさししたら、周辺狩猟者から「無許可捕獲」と通報された。</li> </ul>
対処	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業においては、実施計画に記載した捕獲方法を行う場合には、捕獲の許可申請が不要になる。ただし、銃による止めさしは、わなによる捕獲ではなく、銃による捕獲と同義のため、実施計画に定めていない場合には、別途捕獲許可が必要である。この場合、銃による止めさしに関して、別途許可を発行するか、あるいは実施計画の段階で、わなによる捕獲を実施する場合には、合わせて銃による止めさしを記載する。</p> <p>なお、止めさしを行う捕獲従事者は、発注者が発行する従事者証を取得し、携行している必要がある（認定鳥獣捕獲等事業者における捕獲従事者として、事前に申請がなされていなければならない）。</p>

#### 事例 3：鳥獣捕獲等事業において設置したわなに回収漏れがあった

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣捕獲等事業におけるわな捕獲終了後、わなの一部を回収し忘れ、それに気づかずに地域住民からクレームを受けた。</li> </ul>
対処	<p>監督職員は、現場代理人に対して、わなの設置時、回収時には、わな本体の集合写真を撮影させ、数量確認の一手段とする。</p>

事例 4：安全管理の体制等で合意が難しく、計画通りに実施できなかった

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>銃による捕獲作業において、安全管理員を主要な動線に配置する計画を受注者に指示したが、「これまで当該事業地で銃捕獲を長年実施してきて、事故は発生していないため不要」と言われ、安全管理員を配置できなかった。</li></ul>
対処	監督職員は、一般的な狩猟に比べて鳥獣捕獲等事業における安全管理の責任の重さを認識し、発注者として受注者への指示を確実にする。実際に「事故が起こっていない」と主張されたとしても、事故または事故発生リスクは高いことに変わりはないことを認識する（実際には事故が発生した経緯がある場合も多い）。

事例 5：受注者への指示が捕獲従事者に行き届かなかった

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>受注者の打合せ参加者に指示をしたが、捕獲従事者には指示が伝わっておらず、計画通りに業務が遂行できなかった。</li></ul>
対処	打合せには必ず現場代理人に参加させるとともに、指示が行き届いていることを現場立会または報告を受けること等により確認する。 なお、現場代理人による監督業務を実現するため、業務の積算段階では業務監理に該当する人工を積算しておくことが必要である。

---

鳥獣捕獲等事業 監理監督要領 (ver.1)

令和3年3月

■編集・発行／関西広域連合広域環境保全局

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 (滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内)

電話番号：077-522-5664 ファックス：077-522-5664

---